

## 第10回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年3月26日(水) 18:30~20:50

場 所 市役所本庁舎 8階大会議室

### 1 開 会

### 2 事務局からの報告事項について

(横山委員長)

報告事項について、事務局説明をお願いします。

#### (1) ワークショップおよびフォーラムについて

(事務局)

ワークショップについては、step 1の5回目と出前ワークショップの合併地域を対象とした2回分と女性会議および市立函館高校で実施したものについて前回同様にまとめたものを、お手元にお配りしているので後ほどご覧いただきたい。フォーラムについては、3月23日に開催し、およそ120名の参加をいただいた。横山委員長には基調講演をいただき、その後パネルディスカッションでは、コーディネーターを務めていただいた。検討委員会からは、パネラーとして、大江委員と市居委員に出演していただいた。委員の方におかれてはワークショップとフォーラムの開催にあたり、ご協力をいただきお礼申し上げます。

#### (2) 他都市の条例等について

(事務局)

次に、前回の検討委員会で委員長から要求があった他都市の条例(大和市、苫小牧市、岸和田市、吹田市、登別市)を用意した。

次に前回、他の自治体で自治基本条例を作った方の話を聞いてはどうかということで、呼んで話を聞けないかという話があったが、事務局としては予算の制約があり実施は無理と判断した。

しかし、前回、丸藤委員から、苫小牧市で関わった方を個人的に知っていて、まちづくりセンターの講座として呼ぶことも考えられるとの話があったので、検討委員会とは別に対応が可能か丸藤委員と検討してまいりたいと考えている。

また、前回、丸藤委員から提供のあったオーストラリアのパンフレットをコピーしたものをお配りした。

(横山委員長)

丸藤委員いかがか。苫小牧市の方に来ていただくということについては。

(丸藤委員)

実は、3月の道内のNPOの方の集まりがあって、苫小牧の水沢さんという方だが、前から知り合いで、こちらのお願いの仕方としてはNPOの講座として、5月に入ってからとかタイミングを見て大丈夫だと思う。苫小牧の自治基本条例に関わって、今は札幌で公共政策研究所というNPO法人を立ち上げた。自治基本条例がきっかけで政策の勉強をしたいということで大学院を出て、NPO法人

を立ち上げ、たぶんまちづくりセンターの講座としては、市民活動の基礎というよりはステップアップの講座で、NPO法人が政策を提言していくときにどういう目線で考えていくかという話になると思うが、その時、自主的な勉強会をしたいので、ついでだから残っていただき、函館の自治基本条例の委員会の人が集まるので、何か意見交換ができればとお願いすれば、やってくれると思っている。その時は、皆にその前の講座から参加していただければ嬉しい。時々、メールのやりとりをして、内諾は得ているが日程等は4月に入ってから詰めていくことになるのかなと思う。

(横山委員長)

検討委員会としては、予算の制約があり出来ないが、まちづくりセンターの講座として水沢さんに来ていただくことは、できるようなので委員の有志の方は、何らかの形で勉強会に参加されることを期待したいと思う。あと、他に質問、意見あるか。フォーラムについては、最後に会場の方3名から意見・質問を受け、もう少し時間が欲しかった気がしたが、まあまあ、あんなところだったと思う。

### 3 前文について

(横山委員長)

続いて前文について、起草委員会をこの検討委員会の中からメンバーになっていただき、この検討委員会と別に集まり、検討していただいたわけだが、これについても報告をいただきたいと思う。起草委員会の丸藤委員長から報告をいただきたい。

(丸藤委員)

報告する。やってみて大変かなと思っていて、実はそれを上回る大変さで文章を作っていくのは、こんなに大変なんだと思った。板本委員、佐々木委員、長尾委員、私の4人で一番寒い時期に開催してきた。前文だが具体的な中身にいくまえに、私たちがどう進めたかという、他の都市も参考にしたが、それぞれの思いを文章に書いて出して、それを元に一つの文章にしていった。一つ単語を入れ替えると文章を作り替えるのが大変だったが、何とかまとめた。それから、全体的なニュアンスは読みやすく、聞きやすい文章にしようということで、できるだけ難解な表現は避けた。条例として作って、条文の規定を読んでもらいたい、前文が難しければ自治基本条例を読んでもらうことも難しいだろうし、自治基本条例は大人たちのためではなく、未来を託す子どもたちのためにもあるので、少しでも親しみができるような、文章になればいいなと思って敢えてそういう表現にしている。全体的には5段落で最初の1段落、2段落目は、まちの歴史や文化的な部分、3段落、4段落目は、函館のまちを将来どういうふうにしていきたいか、それに対して市民一人ひとりがどういう思いでやっていけばいいのか、最後5段落目は、自治基本条例をどんな位置づけで考えていくのかという流れになっている。折角なので読み上げる。

(横山委員長)

最終的に固まるのはもう少し後か。

(丸藤委員)

これで、実は案として出しているが、4人の委員でこれが完璧だと思っている人は一人もいない。それぞれの評価の点数は、微妙に違うと思うが、もっと良い表現になるんだろうという思いはある。ただ、ほかの委員の方もどのようになっているかということもあると思うので、まず、この時点に皆に見ていただき、意見をいただき、また、更なる苦しみが続くと思うが、まず、読み上げる。

「わたしたちのまち函館は、我が国最初の国際貿易港として早くから海外に門戸を開き、さらには、北海道と本州を結ぶ玄関口となるなど、巴の港を舞台に様々な交流が行われ発展してきました。

豊かな海と山に囲まれた函館は、異国情緒漂う町並みや函館山からの夜景など美しい景観が市民の暮らしと融合し、歴史を刻み文化を支えた多くの人々の活動や営みが息づいています。

わたしたちは、先人が築き上げてきたこのまちを、さらに輝きだれもが安心して豊かに暮らせる函館、夢と希望にあふれわくわくする函館となるよう次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、わたしたち一人ひとりが、まちづくりの主演となり愛と誇りと責任を持って、生き生きと行動できる市民社会をつくる必要があります。

わたしたちは、ここに自ら行動し主体的にまちづくりに関わるという決意を示すとともに、その担い手である市民と議会、行政の役割や関係などを明らかにして、まちづくりの原点となる函館市自治基本条例を制定します。より良い函館にするために。」以上。

(横山委員長)

今日は特に議論しない。報告という形で、最終的に固まった段階で検討委員会で議論するというところで扱いたいと思う。これからも、よろしく願います。

もう一つ、報告事項として、市民の方二人から意見がきている。

(事務局)

資料を配布するので、後ほどご覧いただきたい。

(横山委員長)

自治基本条例に関心のある方から意見をいただいたので、委員の皆は、参考にさせていただきたい。

#### 4 委員長メモについて

(横山委員長)

それでは、続いて本格的な会議に入りたいと思う。私の方で議論の参考にしていただければということで、委員長メモとして論点を整理した。恐らく、これからの議論で重要になってくるのが、情報共有だろうということで、メモの1で、情報共有を用意した。それから2は、参画協働ということで、そもそも、参画と協働はどういうことなのかということで、参画と参加が違うんだという議論があるようなので、そんなことも含めて、参画協働について出している。それから市民の権利・責務ということで、3ページだが、この辺も市民の定義も実は、いろんな各地の条例を見ているとニュアンスが違うところもあり、私たちは市民をどう定義していくかということについて、論点として5つほど入れてみた。それから、委員長メモの(3)だが、コミュニティを入れるのが良いのか入れない方が良いのかということもあるが、一応、項目を立ててみた。それから、議員の責務、5ページでは市長の責務、市職員の責務、こういったところが論点としてあるのではということである。それから、6、7ページは、条例の目的、位置付け、国と他自治体との関係、条例の見直しや行政運営について一応、議論していくときにこういったところが議論になるのではないかとということでまとめてみた。あくまで議論のたたき台で、このメモにこだわらず、いくらでも意見を出していただければと思う。今日、

早速、議論に入るが、情報共有と参画協働、それから市長の責務、市職員の責務、議員の責務、こうしたところが、まず、重要になってくると思うので、この順でやるということによろしいか。それでは情報共有から議論していきたい。私の方で、まとめたものを読むことにしたい。情報共有の中身は、章立ての後の細目ということになるが、情報共有と情報提供の2つでよいのか、もっと増やした方がよいのか。大項目としては、情報共有という形で設定した方がよいのか、情報公開とした方がよいのか、それから、情報共有というときに、情報共有について説明があるのか、いらないのかというようなあたり、情報共有は抽象的なニュアンスが強いんじゃないか、説明があるかいないかということも論点になると思う。以下、私は、情報共有は大項目にと考えたので、以下はその中を5つに分けてみたということである。1番が情報公開で、函館市では、既に情報公開条例があるが、情報公開の必要性についてどこまで基本条例で規定する必要があるのか、個別条例が既にあるわけで、そうしたときに、さらに、こと細かく自治基本条例の中で規定する必要があるのか、非常に大まかな規定で済ました方がよいのかというあたり。それから、市の情報公開条例で盛り込まれている事項も多いが、改めてどのような形で規定する必要があるのかということ、議論の前提として、市の情報公開条例の資料が欲しい。これは以前にいただいている。

それから広報広聴活動、情報提供機能と書いたが、情報公開と市の情報提供は車の両輪と考えるが、どのような情報提供の仕方が望ましく、どのような形で基本条例に盛り込んでいくのかということで、具体的な市の広報広聴活動があったかどうか。これも後で資料をお願いする。

3つ目は説明責任で、どの程度の盛り込みが必要になるのか。2と3合わせて情報提供として良いのか。あるいは、説明責任は違うのか。説明責任とはそもそも情報共有のところに入れて良いのか。あるいは、市長の責務に入れた方がよいのか。かなり、議論の余地のあるところである。

それから市で個人情報保護条例があるが、基本条例に盛り込むか否か。これはフォーラムの中でも議論があったのが、この問題で逆に高齢者の安否の確認が難しいとか、いろんな問題が出てきているという発言があり、そこまで具体的に書き込むか議論になる。これも資料として用意されている。

パブリックコメント制度について、協働に入れた方がよいのか、情報に入れた方がよいのか、それから、パブリックコメント制度の函館市の運用の実態はどうなっているか。こういった点も論点になる。

どういう形で議論していくか。今言ったことのほかにもあると思うが、情報全般でざっくりばらんに議論した方がよいと思う。それから各自治体の条例について、事務局が用意したものと、帯広市、稚内市も参考に議論したい。

(事務局)

資料については第2回の会議の際に配付している。情報公開条例、個人情報保護条例ほか資料を綴っている。

(横山委員長)

自治基本条例は、個別条例を踏まえて制定するということになる。参考にして欲しい。各種条例やパブリックコメント制度への質問でも構わない。

(大江委員)

情報共有の言葉について、共有という言葉は同じものを分ち持っているというイメージがあるが、行政が持っている情報を厳密には共有できないし、出して良い情報と良くない情報がある。私は情報公開審査委員になっており、出せない個人情報の問題だとか、法人の商売に関する情報などさまざまある。厳密には、情報共有はできない。敢えて先生が共有という言葉で大事にしたいというのは何だろう。可能な限り今まで見せなかった情報を出すという理念の表れなのか。共有という言葉は市民がピンとくるのか、公開とか、広報とか、説明責任とかあるが、語感から入ったらいいのかと思った。

(横山委員長)

情報共有について、私自身は、個人情報保護だとか、企業の情報とか、当然、出せない情報があるが、完璧に全部が公開できるわけではない。これは全くその通りで、ただ、これからは限定が付くが、今まで割と行政に頼ってきた、財政も潤沢だった時は、行政に任せると何でも出来た。しかし、これから高齢社会が進んでいく中で行政だけに頼れない。住民が地域の中で高齢者の安否確認をするだとか、そういうことが必要になる。様々な住民参加型の福祉活動を通じて函館市の福祉を底上げしていくような、あるいは児童もそうだが、大都市は大変で通学の子供が誘拐されたり、刺されたりする事件がある。地域の中で見守り、通学の安全を確保することも、やはり、行政だけでできない。警察だけでできないわけだから、そこも住民参加でやっていくところもある。そうすると、住民参加型でやっていくことになると、行政は今まで持っていた情報を出してもらわないとならないと思う。情報は圧倒的に住民の方が少ない、行政は一杯持っているので、専門用語で出されても困るし、情報共有は、わかりやすさ、客観的な情報で、都合の良い物だけ流されても困る。そういうようなことを通じて、行政の情報が住民に浸透していくことが、住民参加の福祉、教育活動に繋がるということで、情報共有の趣旨を考えている。情報共有を前面に出すと解説がいる。情報公開、情報提供とえばわかりやすい。

(板本委員)

情報公開は、一方通行で、共有は大枠で括っているから解説は必要だと思う。

(横山委員長)

そうすると私の委員長メモの形でよろしいか。

(板本委員)

私はそう思った。条例の根幹をなす部分で、できれば解説は必要だが、共有を使うのはベターだと思う。

(横山委員長)

他にどうか。

(市居委員)

個人情報の保護も大事だが、それがネックになってサービスを提供できないことも結構ある。

フォーラムでキーパーソンは、民生委員と言ったが出して良い情報と悪い情報があつて、出して良いのは使う側が良いよと言ってくれば良いので、敢えて分けるようなことはしないで、情報共有として、その中で公開とか、提供であるとかを規定する方法があると思う。

(大久保委員)

情報は、ただ公開するのではなく伝わった方が良いので、共有し届けよう、出していこうというときに、情報の一方通行で、市から発信するものもあるが、共有という、住民側からのものも含まれるので、公開、提供だけでなく、共有を掲げるのは情報のあり方としては良いと思う。

(横山委員長)

双方向ということ。

(板本委員)

実際には、個別の情報については申請手続きが煩瑣であり、個人情報では取り出せないものもある。

(横山委員長)

情報の多くは基本的には出せる。

(大江委員)

情報公開審査委員会に出ていると、情報公開のシステムは敷居が高く、書面も書かなくてはいけないし、投網的な情報公開の請求はできるが、そういうことは普通しなくて、ある程度ピンポイントに関係資料を切実に欲しい人が情報の公開を求める流れになっている。それをもう少し求めやすくするのが一つの方法だが、今の全国の自治体の流れを見ていると、生協の白石さんという有名な方がいるが、いわゆる生協の一言カードにウィットに富んだ答えを書くというようなことが、大ベストセラーになって、広聴活動について私の大学でもやろうとなつて調べたことがあり、横浜市などはホームページで市民からの問い合わせや意見に対して、担当部局が応答することをやっていて、函館市はやっていないと思うが、そういうことを積極的にやっていったら、情報公開とは違う市民のつぶやきの小さな声に対しての広聴が自治体以外に我々大学もそうだが是非やっていただけたら、個人的に良いと思う。

(板本委員)

多治見市は、情報を引き出しやすくなっている。

(大江委員)

広報と広聴両方あるので、こうしてほしいとか、必ずしも情報だけが欲しいのではない。

(横山委員長)

情報を提供する側、今、インターネット社会になってきているから、それで情報を得るのも大事だが、全員がそれで得られない。皆がパソコンをできるわけではないから。実際には、パソコンでなかなかアクセスできないというケースもあることから、おそらく、多様な情報提供の工夫は必要になると思う。具体的に書くことは別にしても。

(市居委員)

福祉灯油の話で3月で終わりという新聞記事を見て来る人もいれば、それすらもわからない人がいる。市が直接的に対象者に投げかけることも必要だと思う。

(横山委員長)

情報公開の請求も市は多い。相当ボリュームが多い請求だと企業の名前や個人情報は引っかかってくる。私も南幌町で委員をやったことがあるが、かなりボリュームが大きい請求があり、チェックが大変で、企業名、個人名がたくさん出てくる。

(市居委員)

町会でも勉強会を開いていて、安否確認などで個人情報がネックになるということだった。

(横山委員長)

悩みは多いが、条例があるから、難しさがある。

自治基本条例に情報共有が入ると、自治体の意識改革に繋がると思う。わかりやすく客観的な言葉で提供していく意識は働くと思う。それは非常に大事な事だと思う。各委員からいただいた資料にもある。第6回の時の資料を参考にして欲しい。パブリックコメント制度は参画協働に入っているが、これは最後の段階で整理すればよいと思う。

(丸藤委員)

大久保委員が言ったように共有の中にある双方向性があり、伝わるのが大切だと思う。共有は難しい言葉だが他の言葉は多分無いと思う。だから他のまちでも使っているのだろうけど、ホームページや新聞に載せても伝えているのではなく、相手が初めてわかって伝わることだと思う。伝えるかということより伝わるかということが大切で、それを表すのが共有のイメージだと思う。

(横山委員長)

今日のいただいた資料で大和市は情報共有という項目はない。自治の基本原則のなかで情報共有の原則が出てくる。苫小牧市は、まちづくりの基本原則にある。岸和田市は市政運営の中に出てくる。吹田は情報共有・情報公開で1章設けている。入れ方の問題も議論していきたいが、基本原則や総則に入れているところもある。章立てしているところもある。登別市は章を作っている。自治体によっていろんなやり方をしている。

(事務局)

函館市の条例は、大和市のように章、節という作りはあまりない。議論に基づきプロジェクトで条文を作る際に、情報共有を章立て、いわゆる大項目とするのか、岸和田市や苫小牧市のように原則に入れるのか、章にするのか議論していただきたい。

(横山委員長)

それは議論した方がよい。大和市は章、節を設けている。苫小牧市も同じ作り、それから岸和田市は節は使っていない。形式の問題だが、これからの議論でも出てくるので今、決めた方がよい。

(市居委員)

函館市の作りが章立てならそれで進めた方がよいと思う。

(事務局)

独立して章立てするのか、基本原則にするのかで条例の作りが変わってくる。

(横山委員長)

帯広市では、節は入れなかった。情報共有で章を設けた。

(板本委員)

節を入れるとわかりづらい。

(市居委員)

情報共有を章にして、提供や公開を条立てするとよいと思う。

(横山委員長)

情報共有として、章立てしてよいか。あるいは情報の共有とするなど、実際に条例の中では細かく書かなくても解説書の中で、情報共有を解説していく必要があると思う。

(川田委員)

条例の中に情報共有は書かないということか。

(横山委員長)

かなり詳しいことは解説書に書き、用語の定義を冒頭に持ってきて、ここではこう定義すると置くか、あるいは解説書だけで済ますかという判断はしなければいけない。参画協働も何かわかりにくい。帯広市では全て解説におとした。稚内市では、言葉の意味ということで、総則の中で規定した。まちづくりや、市民、市、参画、協働、コミュニティは書いた。わかりやすさを追求している。

(川田委員)

作りとして、第1条目的、第2条定義、中を読んでわからなくなったら2条にいく、そういう読み方に慣れた人にとってはありがたい。言葉の定義とするか意味とやるかは別だが。

(横山委員長)

章立ては情報の共有として、解説、言葉の意味はどうするか。

(川田委員)

私は載せた方が良いと思う。

(大江委員)

法解釈で、言葉の定義がはっきりしないと後で困ってしまうときがあるが、厳密な定義か広く条例を知らせるために言葉の意味を入れるのか、川田委員の意図は定義をした方が良いということか。

(川田委員)

正しく解釈されるよう、定義があった方が良い。

(横山委員長)

例えば市民は何なのか。函館市の住民票を持っている人だけが市民なのか、通勤、通学している人はどうなのかということも出てくる。

(板本委員)

どこまで入れるか難しい。苫小牧市は簡潔に書いている。

(横山委員長)

そこは各自治体の条例の特徴があると思う。

(大江委員)

辞書的に使う必要はないと思う。それをやったらきりがなくて、解釈上、はっきりさせないと困るところは必要だと思う。難しい言葉だからといって国語の辞書みたいにする必要はないと思う。

(横山委員長)

実際、住民投票制度が議論されていくと恐らく、住民とは何だと、市民とずうっと使ってきたのに、市民投票とは言わないから。そういうものも定義しなければと思う。

(川田委員)

誤解を恐れずに言うと、無知は罪なりで、皆で幼稚園化する必要は無いと思う。知りたければ勉強すればいいし、そこまでへりくだる必要はないと思う。国語辞典的でわかりやすさを追求しひらがなばかりが並ぶのはいらないと思う。情報の共有とかいろいろな解釈ができるものは書くべきだと思う。

(横山委員長)

条例で解釈があいまいなままなのは、まずいことだと思う。それは条例文のなかで触れた方が良いと思う。本当にあいまいなものに関してだけだと思う。解説文に全部落とすしちゃうのは、解説は条例ではなく、条例に書かれるのと、解説文に書かれるのでは重みが大分違う。

(市居委員)

市の個人情報保護条例を見ても、定義が書かれている。必要だと思う。

(横山委員長)

川田委員が言うように、あいまいな解釈ができるものは、きちんと言葉の定義付けをしていくことでどうか。これからも出てくる。ところで情報の共有は定義する必要があるか。

(板本委員)

きめ細かく書くときりがないから、大和市や苫小牧市くらいで良いと思う。入れるのは賛成だが簡潔に書くのが良いと思う。

(横山委員長)

入れるという方向でわかりました。章立ては情報の共有でよろしいか。あとその中で条立ての設定だが、私は5つ入れているが、パブリックコメント制度は、参画協働に入ることもあると思うし、説明責任も、市長の責務や市職員の責務に入れることも可能だと思う。章とするなら何を盛り込むか。

(大江委員)

説明責任、パブリックコメント制度はどちらも大事で、どこか1箇所しか使えないのか。

(横山委員長)

だぶつてもいいと思う。まちづくり条例なのでこだわる必要はないと思う。

(大江委員)

1回しか使えないならパブリックコメント制度は、参加、参画に入れた方が、こういう方法で参加すればいいんだと、わかりやすい。説明責任も市長、市の職員の責務に入れた方がわかりやすいし、効果的だと思う。

(板本委員)

説明責任は情報にも重なるし、市長にも重なる。あまり重複すると混乱する。

(川田委員)

情報の共有と章立てするのであれば、市民から吸収するシステムをこの中に含めるべきではないかと思う。

(横山委員長)

なるほど、そうするとパブリックコメント制度などもこちらに入れた方が良いということになる。それからパブリックコメントに拘らず函館市はいろんなことを実施している。出前講座等も網羅的に盛り込む必要があるかどうか。パブリックコメントを盛り込むなら他にもあるぞという話にもなってくると思う。あまり自治体の施策を書いても、パブリックコメントは定着しているものだと思うが、市長が替わったら実施しなくなるというものも出てくるかも知れない。あまりそういうものは入れない方が良いかもしれない。

(板本委員)

あまり入れると条文が膨らんでくる。そうすると益々わかりづらくなる。

(横山委員長)

私もパブリックコメントだけ入れたが、出前講座、説明会は何年かしたら止めてたというふうになってしまうと、条例としてまずいと思う。パブリックコメント制度は一つの時代の趨勢になっているから、これは良いと思うが、あまり書き込むとどうかと思うところがある。

(川田委員)

努力義務規定なので、ちょっとあいまいで具体的に書かなくても、いろんな市の施策を取り込めると思う。

(丸藤委員)

パブリックコメントは、どちらかという市民の意見を吸い上げ、協働、参画していくためにあるものだと思う。情報の共有は市民の情報を行政がくみ取る力があるかどうか。パブリックコメントは協働に入れた方が私としては良いと思う。

(横山委員長)

自治基本条例の案が出来たらパブリックコメントにかけるが、市としてその目的とはなんなのか。

(板本委員)

情報共有よりは、協働の方が強い。

(丸藤委員)

説明責任は、市長の責務の方だと思う。

(横山委員長)

なるほど、そうするとその二つを落として、例えば丸藤委員のように、それぞれほかに持つていくとそうすると、情報公開と、情報提供、個人情報保護を残す。説明責任は市長の責務、市職員の責務に持つていくということ、そういうこともできる。稚内は情報共有に入れなかった。市の責務として表現している。情報公開と情報提供は入れられると思う。個人情報保護はどうするか。行政運営に入れるのが良いかもしれない。

(川田委員)

個人情報保護法の運用がいまちょっと変な方向にあって、情報を上手に使うはずが規制が強すぎる。

(横山委員長)

一般的だと、情報公開、提供の重要性を書いて、もう一方で個人情報保護に努めなければいけないという表現になる。

(川田委員)

ここだけで議論して決めるのはなかなか難しいと思うので、全体のバランスを見て決めても良いと思う。

(横山委員長)

パブリックコメントは参画協働に入れて、参画協働を議論したときにまたこちらの方がいいとなるかも知れない。説明責任も市長や市職員の責務に入れて、そちらを議論したときにこれは、情報共有に戻した方が良いという議論になるかも知れない。ここは、情報公開、情報提供、個人情報保護の3つについて今のところ条文を作る、章立ては情報の共有として、3つ条文を作る形に取り敢えずしておいて、私が、ここで論点メモをだしているが、どの程度まで書く必要があるか。

(川田委員)

情報は届けてなんぼというところがある。言ったよというのではだめで、届いてなんぼということが条文に書けると良いと思う。

(佐々木委員)

市の制定している情報公開の条例にしても、私には難しい言葉が連なっていて、どなたが見てもわかりやすい言葉、ニュアンスの表現にすべきだと思う。さらに詳しく知りたい方は個別条例を見てもらうような書き方をしてもらった方が良いと思う。

(横山委員長)

帯広市では解説を作ったときに根拠となる条例や指針を明記した。函館市もそういう解説が必要だと思う。

(大久保委員)

難しいものではなく簡単にした方がよいと思う。

(横山委員長)

どういう文言にしていくか。帯広市は、堅い表現になっている。稚内市は、わかりやすい表現になっている。

(市居委員)

文言をここで決めるのか。

(横山委員長)

大体の文面をここで作っておくと、あとは事務局の方で作る、また、ここで揉むということになる。条文の中身までは作らない。

(市居委員)

ですます調と、言い切る形があるがニュアンスがかなり違う。

(横山委員長)

どちらが良いか、行政の法務の担当者からすると、非常に堅い文章になる。稚内市も最初、法務の方から出てきたものは、堅い表現だった。けども、ですます調でやろうとなって、相当やりとり、押し返すことをやった。それは一旦市の方で出してもらって、こんな堅い文章ではだめだとなるかも知れないし。

(事務局)

ですます調にして、最終、法制担当に通したときは別にして、委員会としてですます調が良いとするのであれば、そのように決めて欲しい。

(丸藤委員)

前文を考えたときに、そのことも話題になり、最終的には函館市の場合はあまり、ですます調は無いということで、最終的にですます調はなくなるかも知れないが、親しみ感やわかりやすさを出していくため、市民レベルでは敢えてですます調でいきたいと思った。私としては、ですます調の方がよい。

(市居委員)

～しなければならぬというのと、～しますというのでは市民の受け止めどちらがとけ込みやすいかということだと思う。

(横山委員長)

稚内は全てですます調で、帯広は前文だけですます調になっている。大和、岸和田は前文だけがですます調で、苫小牧、吹田は全部である調になっている。

(丸藤委員)

先ほどの情報共有の話ではないが、伝わることではじめて物としての価値があると思う。その時に～であるとかは、伝わっていないのではないかと、伝えることを拒否した作り方をしなくても良いと思う。市民に伝わる作り方をするため、ですます調の方が良いと思う。

(川田委員)

私は、である調にした方が良いと思う。ですます調は意味が不明確になりやすいので、である調を押しますが、この場で決まればそれに従う。

(長尾委員)

私は、であるだと上からの押しつけの感覚があるので、ですます調の方が良いと思う。

(横山委員長)

効力がですます調ではちょっと弱くなると、法務の方では必ず言ってくるが、根拠となる個別条例はあることから、そういう面で、ですます調でも問題はないと思う。

(川田委員)

市長の責務では、～でなければならない。にしないと困ると思う。

(板本委員)

市民が法令に対してどのくらい意識を持っているかということで、であるは、市民の参画権などをきちんと守っていくという、意思の現れとなる。

(横山委員長)

まずは、ですます調でよろしいか。

(大久保委員)

基本条例に基づいて、ここに書いてあるからと言って争うことになるのであれば、である調の方が良いと思うが、広く知らしめることが目的であれば、ですます調の方が良いと思う。本来の目的がどちらにあるか。

(横山委員長)

まちづくりの基本原則や憲法、最高規範性と言われるが、個別条例を踏まえて作るのが自治基本条例なので、そういう趣旨からすればそれぞれの個別条例はしっかりしているわけだから、ですます調では問題ないと思う。どういう作り方かにもよる。行政を拘束するような条例は、マストが多い。まちづくり全体のオール函館で考えられるような趣旨の方が大事だと私は考える。自治基本条例もいろんなものがある。行政を厳しく拘束するような、市民に干渉するような考え方の条例もあるが、私は個別条例があるし、こういう問題は政治的に対立するのではなく、もう少しまちづくりに市民が参加するような、仕組みにしていこうというオール函館で考えられるような、ものにした方が良いと思う。そういう意味で、ですます調が良いと思う。そのために行政は情報をしっかり流してくれるとか、そちらの方が私の考えは強い。である、マストは今の函館市の現状に即しても合わないと思う。

(大江委員)

ですます調にしておいて、また、後で考えれば良い。

(板本委員)

表現を比べてみると捉え方は全然違う。

(横山委員長)

ですます調で作る、後でまた判断したいと思う。次回は、参画協働を行いたい但委員長メモは7月くらいまでかかると思う。今日は情報でわりと整理しやすいが、参画協働になると結構大変になると思う。また、市職員の責務になってくると、わりと早く行くかもしれない。情報共有、参画協働はメインになると思う。いろんな意見を出して欲しいし、私のメモも少し足りないかも知れない。住民投票は参画協働に出てくるが、自治法の内容や、住民投票条例の常設型と個別型とあるので、

行政に説明してもらわないといけない。説明だけで40、50分かかってもいいところだから。

(事務局)

今日の議論で、情報共有に関する条文をプロジェクトが作ることになるが、個人情報の保護に関して言うと、一定程度、努めなければならないというものになるが、公開や提供については、これまでも検討委員会で資料を出しているが、ワークショップの意見を参考にこういうものを盛り込んで欲しいという意見を言っていただければ、条文は作りやすい。

(横山委員長)

ワークショップについては第9回で資料が出ている。情報については第3回の資料がある。ワークショップは、具体的な話が多い。欲しい情報にたどり着けないとか、市政はこだては、字が多く字が小さいとか、この中で採用した方が良いというのがあれば発言願いたい。情報のスピード感が必要だと盛り込むのはどうか。

(丸藤委員)

火事の情報早いけど、犯罪については遅い。

(横山委員長)

スピードというような文言が入っても良いか。

(板本委員)

速やかにと入れれば良いと思う。

(横山委員長)

なるほど。

情報の提供の仕方とすれば、ホームページ上だけでなく、多様な情報の提供に努めて欲しいとか。これは、本当にパソコンの無い人もたくさんいますので。後はどうか。

(市居委員)

町会に加入していないと回覧板が回らないということがある。

(横山委員長)

函館は町会の加入率が低くて、びっくりした。札幌市よりも低い。

(丸藤委員)

先ほど言った伝わるということに繋がるように、わかりやすいという言葉、それは表現のわかりやすさと、どこに問い合わせたらいいというようなわかりやすさの両方のわかりやすさが、必要だと思う。

(横山委員長)

わかりやすい情報提供は必要だと思う。どこに聞いたら良いかという問題がある。その二つは絶

対必要で参画協働にも関わって、どこに聞いたらいいかということもある。具体的に情報の提供の時、全部を挙げる必要はないが市政はこだてなどとか、そういう文言入れるか入れないか。

一度、事務局で、今話されたようなことで作っていただきたい。子ども向けの情報やセンスの良い情報提供など、この中で使える物があれば。

(大久保委員)

4地域のワークショップでは出なかったのか。距離が離れていると届いていないのか、不便はないのか。そういう意見は無かったのか。

(事務局)

テーマが情報ではなかったので、そのような意見は無かった。

(丸藤委員)

インターネットの環境が整っていないという状況がある。

(事務局)

今回、情報の関係で議論し、条文を作るために整理したいと思うが、まず、情報の共有ということで1章立てて、それぞれの章を立てる際には、あまり具体ではなく、包括的に盛り込めるように、また、わかりやすくするため、ですます調での文章を作る。この情報共有の章については、情報公開、情報提供、個人情報の保護の条文に絞る。原案の策定の際には、川田委員、丸藤委員のおっしゃるように、届いてこそ情報ということで、わかりやすく、スピード感ということで、速やかになどを使いながら、市居委員からもあった回覧板について、町会の加入率の低下もあることから、多様な手法でとか、公平とか、そのようなキーワードを使わせていただきたい。今回の委員長メモのパブリックコメント制度や説明責任は後に議論させていただきたいということ、用語の定義については、別途条立ですることとする。もう1点、情報共有で章立ですることになって、条文が、情報公開、情報提供、個人情報の保護となると、いわゆる双方向性あるという章立でをしたいが、内容が公開、提供だと、共有の感がなくなったので、情報共有を一つ条立でここに位置付けても構わないか。

(横山委員長)

その方が良いと思う。情報共有、公開、提供、個人情報の保護でも良いし、情報共有、提供と公開を一つにするという方法もある。4つにするぐらいで良いと思う。取り敢えず作って欲しい。

(事務局)

個人情報保護については、ある程度決まっていると思う。今日の議論や他都市の条文を参考に原案を作りたい。

(横山委員長)

これからもこのような方法で行くが、原案はいつ頃出てくるか。

(庁内プロジェクト)

今の議論ではなかなか難しいというのが正直なところで、今の情報共有にしても、中にどのようなことを盛り込むかにしても、ホワイトボードを使いながら、こういう文言を入れてなどの話をしただき、それを文章化するとか、個人情報保護も他都市でもあるから、それで良いのかという話も差し出がましいが思ったりするもので、他都市の条例があってこれを検討委員会で採用しようとかそういう話をしていただいた方が、我々も検討委員会の内容を文章化する際にも、これが良い、これが悪いというのは、本質ではないと思うので、もう少し条例の中身を少なくとも単語で、先ほどの速やかに、スピーディだとか単語でいただくのも構わないが、広聴についても今日の議論では出てこなかったし、もう少し揉んでいただければと思う。

(横山委員長)

どうするか。もう一度やることにするか。今日は取り敢えず初めてなので、条文を一度出させていただいて、それを次回揉むような形で、検討委員会も全部議論していないが、粗いもので良いので一度出して欲しいと思う。

(大江委員)

論点が、議論されていないので、どう条文化するのということがあると思う。

(横山委員長)

あまり検討委員会でも一方向にまとめることをしないで、いろんな意見が出たことを、むしろ多様性があるところで条文にしてもらった方が良いと思う。そのかわり一度条文にした物をここで揉むことにしたい。

(庁内プロジェクト)

他の条文を見ても、～するために、情報公開するとか、このような効果があるから、公開するか、そのようなことが書かれると思うので、それが誰に対して、目的などをもう少し、多様性はあってもいいが、議論をいただきたい。

(板本委員)

条文を作る方は大変だと思う。

(横山委員長)

あまりまとめないで、というのはここでまとめて終わりではなく、少し多様性がある中で、粗いもので良いから条文を出していただき、次回に揉むというやり方をしたい。

(板本委員)

一つのやり方として、ホワイトボードをそこに用意して、今、議論した物を整理していけばやりやすいと思う。我々は勝手なことを言っているから、市の職員も大変かと思う。

(横山委員長)

方向性としたら、多様性はあるが、そんなに意見は分かれていないから。

(大江委員)

意見は分かれていないが、濃さが足りないと思う、書き手の側から言うと。私も大学で書く側のことをやっているが、困る時がある。もうちょっと言ってよと。文章化するとき結構大変で、権限を持っていると良いが、権限を持っていない以上どうしていいのか、座長なら原案作ったぞとなるが、やり方を少し工夫して、こういうやり方でやればお互いやりやすいという方法論を詰めた方がスムーズにいくと思う。

(横山委員長)

その方が良いか。

(事務局)

先ほど整理した論点を次回整理する。それをたたき台に、条文にしていくための踏み込んだ議論をしていただく。今回の論点を整理したものを作りたいと思う。

(横山委員長)

わかった。大体このように時間がかかる。一つのテーマで2回の会議を要するかも知れない。帯広の時も当初予定の2倍かかった。そういうこともあるので、一応7月まで2回のペースで進めたいが、場合によっては8、9月に少し回数を多くするとか、なんとか9月までに持っていくとか、段々そういう話になってくる。最後の行政運営などは簡潔にいくと思うが、参画協働、住民投票は結構時間がかかる気がする。

(板本委員)

市の方に、ホワイトボードを用意していただき、論点を整理していくとか、発言した内容を忘れてしまう。

(大江委員)

この間のフォーラムのように、プロジェクターを使ってどんどん打ち込んで、これで良いよねと確認していくと時間的に早い。プロジェクターは別にしてそうした方が良いと思う。

(横山委員長)

ホワイトボードを活用してみたいと思う。

(佐々木委員)

今日から、具体的に話を進めていくのは重々わかっていたが、やり方がさっぱりわからなかったが、これからの進め方が今日わかったので、例えば、次の参画協働について議論するとき、これまでの資料を調べるのに時間がかかるので、ある程度予習をする形で、条文の中にどういう文言を入れたいとか、どういう考えを盛り込みたいとか、ある程度メモ書き程度で良いので、事前に提出するのは大変なので、次の会議の時に、それを持ち寄り書き出しながら進めた方が早いと思う。

(横山委員長)

できれば、予習をしていただければ、ありがたい。なかなか委員の方も忙しいと思うが、できればそうして欲しい。今日はこのような感じで、今後の日程について決めたいと思う。

(事務局)

4月は決まっているので、それ以降について決めていただきたい。

(横山委員長)

4月は、4日(金)と17日(木)に開催する。5月は、15日(木)と26日(月)に開催する。ほかに何かあるか。なければ本日はこれで終了する。

## 5 閉 会